

| | |
|-------|---|
| 日時・場所 | 平成31年3月18日（月） 8時45分～ 庁議室 |
| 出席者 | 山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長（代理：服部環境経済部次長）、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課） |

1. 市長指示事項

- ・ 年度末まで半月となった。前回の部長会議でも話したが、効果的に仕事を進めると共に、職員に過重な負担がかからないようにしてほしい。いつも言っていることだが、誰のためにどういう効果や利益があるのかを押さえて仕事をするように。例えばプレミアム商品券の国の方向についても、決して否定するものではないが、本当に当事者の役に立つのかよく分からない。これは一例であるが、制度があるからしている、今までしているからするのではなく、誰にどういう効果があるのかに着目して仕事をしてほしい。
- ・ これも繰り返しになるが、仕事の捌きをしてほしい。細目から入ってかなりの作業や検討を行った結果、入口で捌いておけば実はそこまでしなくてもよかったということがある。入口で総合的に判断し、方向を定めた上で細目に入るように。市役所の仕事は先に中身を埋めていくことが多く、それも大切ではあるが、外側、入口で捌くこともしてほしい。
- ・ 先日、新聞社から病院の経過について取材があり、そこでも実現可能性調査について答えた。先ほどの捌きの話とも関係するが、そもそもできるかできないかを大きくつかんだ上で仕事を進める必要があり、いわゆる「箸にも棒にもかからない」なら止めた方がいい。何かの事情で無理して進めても、足元が崩れる。可能性があるという見極めができれば進めていけばいい。市民病院整備についても、市民代表、専門家等による公開の調査、検討を経て、目処があるからここまで進めており、根拠があるからできることである。仕事の進め方について改めて注意してほしい。

2. 報告事項

① 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正について

[所管:総務部]

昨年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」を受けた国家公務員の措置を踏まえ、長時間労働の是正のための措置として、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講じるため、野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正案を2月市議会定例会に提案しており、条例が議決された際には当該規則の改正を行う。

→超過勤務を前提とするのではなく、1日8時間、週40時間勤務が基本である。他律的要因があるので仕方がない面があるが、上限まで仕事をしていいというのではなく、1日8時間、週40時間という原則を見失わないように。国の制度改正はまだ議論中であり、客観的に見ながら、職員に無理が出ないようにしてほしい。

② 平成31年度時間外勤務縮減に向けた取り組みについて(案)

[所管:総務部]

働き続けられる環境づくり及び組織強化を図り、職員の健康管理及びワークライフバランスを保つため、平成31年度に時間外勤務縮減に向けた取り組みを行う。

時間外勤務は月45時間以内を目標とし、国の制度改正等による業務負担に対し、効率的かつ適切な方法を検討し事業を進めるとともに、時間外勤務に対する職員一人ひとりの意識改革を行う。特に管理職員においては、効率良く無駄のない適切な方法を検討し、事業を進めるとともに、部署の業務量を把握し、進行管理と効率的な業務分配を行ってほしい。

③ 三上小中小路工業団地工場用地の公募売却について

[所管:総務部]

三上小中小路工業団地のうち、オリベスト(株)への売却分以外のB地区について、公募売却を行う。4月1日から案内書の配布とホームページへの掲載を行い、申し込み・問い合わせ期間は4月1日（月）～5月15日（水）、入札は6月14日（金）を予定している。

→公有財産審議会で製造業を誘致するののかという質問があったが、調べたところ、物流業でも雇用人数や法人税は変わらないので、物流業も認める方向としている。

④ 信号機の移設について

[所管:市民部]

県公安委員会が、平成31（2019）年夏頃、八夫地先湖南病院前の市道辻町小比江線と市道八夫里東線の交差点の信号機（八夫東）を撤去し、市三宅地先セブンイレブン前の市道北口線及び市道三宅小南線の交差点へ信号機の移設を行う。

撤去を行う八夫地先の交差点については、一時停止の交通規制、カラー舗装、防犯灯の設置などに

よる交通安全対策を行う。

→市民への情報提供はどうするのか。

→地元の説明を行うほか、自治連合会役員会へ報告する。

→自治連合会役員会では市民に情報が十分伝わらないのではないか。議会、記者への情報提供と同時に、市民にも情報が均等に伝わるようにしないとイケない。広報5月号には掲載するように。

⑤ 兵主駐在所の移転・新築について

[所管:市民部]

中主中学校前の兵主駐在所については、昭和57年に建築され、県内でも最も古い駐在所であったが、平成31(2019)年度に六条教育委員会別館跡地の前面の約半分を利用(借地)し、移転・新築される。来年2月頃に移転される予定である。

市では当該移転・新築工事と合わせて市道六条野田線に歩道を整備する。

→現在の兵主駐在所の市有地については、速やかに競売できるように、総務課で準備をしておくこと。

→図面に六条教育委員会別館が載ったままであるので、修正するように。

⑥ 平成30年度障がい者就労体験事業の実施結果について

[所管:健康福祉部]

障がいのある人の就労意欲を高め、自立と社会参加の促進を図るとともに、市職員の障がいのある人への理解を深めるため、市役所等の施設において就労体験事業を実施したので結果を報告する。平成30年9月27日～11月30日の間に、5種類8コースで12日間にわたって体験事業に参加いただき、実人数9人、延べ14人の利用があった。平成22年～29年度の利用人数86人のうち、一般就労につながったのは11人であった。

事業を利用する事業所等は、精神や知的障害は身体障害に比べ実際の雇用の機会が少ないこともあり事業の継続を要望されており、受入先の課からは業務を提供する課が拡がればいい等の意見を頂いた。

→12業務のうち利用が5業務であるが、要因は何か。

→事業所や家族は利用を希望しているが、本人が希望しないケースがある。

→つなぐ専門職はいないのか。資源があってもつながらないと資源が活きてこない。潜在的には事業を利用した方がいいと思われる人がいて、受入先からも前向きな意見が出ている。誰が責任を持って、促進し、ボトルネックを解除していくのか、検討をするように。

⑦ 平成31年度保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校入学(園)式日程

[所管:教育委員会]

平成31年度保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校入学(園)式について、各日程で開催する。出席を依頼する職員については別途案内を送付するため、協力願う。

→4月10日にはロードマップのヒアリングを予定しており、日程調整の際には注意願う。

⑧ 全員協議会への提出事項について

[所管:総務部]

報告事項8件、連絡事項2件を3月度全員協議会へ報告する。

⑨ 野洲市生涯学習振興計画 第2期(案)に係るパブリックコメントの結果について(資料なし)

[所管:教育委員会]

2月21日から3月7日にパブリックコメントを実施した結果、意見はなかったので報告する。3月20日の教育委員会会議に付議し成案化予定である。3月28日の社会教育委員会議の後、ホームページに掲載する。

3. 協議事項

① 財産の処分について

[所管:都市建設部]

平成28年に滋賀県土地開発公社へ業務委託を行い、債務負担行為及び債務保証の議決を得ている三上小中小路工業団地造成事業について、滋賀県土地開発公社から約5.9haの土地を3月6日に取得した後、約4.1haの土地をバイパス道路用地にかかるオリベスト(株)に土地を売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

3月6日に滋賀県土地開発公社から財産の取得の議決を得、3月8日に移転登記の手続を完了し、3月15日に土地売買仮契約を締結した。3月22日の議会最終日に追加提案として提出する。

→図面中、造成済のB地区が田になったままであり、現況図に修正すること。

→随契理由を整理しておくこと。

4. その他伝達事項

- 3月25日の部長会議終了後に人事異動の内示を発表する。(総務部)
- 美和コーポについては、15日が意見提出期限であったが、意見がなかったため、本日付で命令を出す予定である。同時に県にも文書を提出する。当初は3月度全協にて報告予定であったが、即日議員宛に文書を投函し記者にも情報提供を行うこととする。(都市建設部)
 - 命令に従わなかった場合に想定される今後のスケジュールや代執行の予算提案の時期等についての情報提供はいつ行うのか。
 - 解体設計の補正予算を追加提案しており、明日の追加議案の全協において説明する。
 - 26日の定例記者会見でも説明を行う。

5. 次回部長会議の予定

3月25日(月) 8時45分～ 庁議室